

改正女性活躍推進法に対する 準備はできていますか！

対象になる事業主の方は、お早目
のご提出をお願いします。

女性活躍推進法とは・・・

女性活躍推進法とは、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して、平成27年8月に成立した法律です。事業主に対して、女性の活躍状況の把握や課題分析、数値目標の設定、行動計画の策定・公表などを求めています。

令和4年4月から、法改正によって101人以上の事業主に取組が義務化されます。

企業規模	現行	令和4年4月1日
常時雇用する労働者が 101人以上300人以下	一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表 (1項目以上)が 努力義務	一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表 (1項目以上)が 義務
常時雇用する労働者が 301人以上	一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表 (2項目以上)が 義務 (施行済)	左記と同様

☆ 一般事業主行動計画の策定・届出までの手順 ☆

外部への公表は「女性の活躍推進
企業データベース」
もご活用下さい。



STEP 1	自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析 ・自社の女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析
STEP 2	一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表 ・状況把握・課題分析の結果を勘案し、 (1) 計画期間、(2) 数値目標、(3) 取組内容、(4) 取組の実施時期 を盛り込んだ行動計画を策定し、労働者に周知、外部へ公表してください。
STEP 3	一般事業主行動計画を策定した旨の届出 + 情報公表 ・策定したら、「一般事業主行動計画策定・変更届(参考様式)」を記載し、電子申請、郵送又は持参により熊本労働局雇用環境・均等室に届け出て下さい。 ・STEP 1で状況把握したデータ等から1つ以上外部へ公表して下さい。

熊本労働局 HP でダウンロード可

STEP 3の「一般事業主行動計画策定・変更届」を
遅くとも**令和4年3月31日までに**
届出をお願いします。

3月は窓口が込み合う可能性がありますのでお早目のご提出をお願いします。

STEP 4 取組の実施、効果の測定

支援メニュー

(詳しくは、熊本労働局ホームページでも
ご紹介しています)

1 改正内容、取組方法、例示、届出様式及び記載例を活用

- ① 相談窓口(熊本労働局 雇用環境・均等室)へ相談する
- ② 個別相談会へ参加する

【2月・3月とも1日、8日、15日、22日の10時・13時・15時～】

- ③ 熊本労働局ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」で詳しく知る(解説動画も掲載)

2 両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)の申請

【支給額】1企業 47.5万円(生産要件満たせば60万円)

※一般事業主行動計画を作る前にご相談下さい。

3 えるぼし認定の取得(厚生労働大臣の認定制度)



女性活躍推進法特集ページ

法改正 ~常時雇用する労働者数が101人~300人の事業主様へ~
令和4年4月から一般事業主行動計画の策定や情報公表が**義務**になります!!



【 支援制度等の問い合わせ先及び策定届出先 】

熊本労働局 雇用環境・均等室

〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

☎ 096-352-3865